

## 令和7年度青森県DX総合窓口の周知広報業務委託仕様書（案）

### 1 委託業務名

令和7年度青森県DX総合窓口の周知広報業務

### 2 委託の目的

本県産業のDXを推進することを目的として開設している「青森県DX総合窓口」について、より多くの県内事業者へ周知するため、「令和7年度青森県DX総合窓口の周知広報業務」を実施するものである。

### 3 委託業務の概要

#### （1）共通項目

ア 働き手世代の県民を対象として、「青森県DX総合窓口」について周知すること。

イ 各広報のランディングページは青森県DX総合窓口ポータルサイトとし、具体的なページは広告の内容に即して指定すること。

#### （2）インターネットを活用した広告

ア YouTube広告の動画を作成し、ターゲットユーザーに適切なタイミングで広告を表示することとし、当該広告動画については「青森県DX総合窓口」に寄せられた相談の解決事例を盛り込むことで、DXを身近に感じ、その相談先として相談窓口の認知度が高まる内容とする。

新たに作成する動画の完成までの間、県が保有する「令和5年度青森県DX総合窓口の周知広報業務」及び「令和6年度青森県DX総合窓口の周知広報業務」において作成した動画を使用できることとする。なお、本業務において作成する動画の完成後も引き続き使用して差し支えない。

イ その他、一般的に利用率が高いインターネット広告（InstagramやLINE等、インプレッション数やクリック数等による効果測定が可能なもの）について発注者と受注者で協議の上、広告を表示する。期間を区切って複数種類の広告を表示させ、それぞれ青森県DX総合窓口ポータルサイトのトップページのほか、県内事例やセミナー・イベントのページ等にリンクさせること。必要に応じて動画や画像を作成するとともに、アカウントが必要な場合には、受注者が作成すること。

ウ インターネットを活用した広告に係る実施期間は7ヶ月以上とし、発注者と受注者で協議して決定する。

#### （3）効果測定

ア （2）インターネットを活用した広告については、毎月15日までに前月分の効果測定を実施し、傾向を分析して、発注者に報告すること。

イ アの報告内容を元に発注者と受注者で協議し、インプレッション数やクリック数が著しく低い広告は中止し、当該広告に使用する予定であった費用を、より効果の高い他の広告に使用するものとする。

### 4 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 5 成果品及び納入場所等

- (1) 成果品      以下の①～③に係る電子データを納品すること。
  - ①業務実施結果報告書
  - ②インターネットを活用した広告の配信実績等に係る資料
  - ③広報にあたって作成した動画データ、バナー画像等
- (2) 納入場所    青森県総合政策部DX推進課
- (3) 摘要
  - ア 成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。
  - イ 業務実施結果報告書の様式は任意とし、実施した業務の内容や、その他業務に関連して実施した事項を記載すること。

## 6 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。  
また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 7 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。